

奈良県広域水道企業団公有財産規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年3月27日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第12号

奈良県広域水道企業団公有財産規程の一部を改正する規程

奈良県広域水道企業団公有財産規程（令和7年3月企業管理規程第32号）

の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「。以下「法」という。」を削る。

第12条ただし書中「道路法」の次に「（昭和27年法律第180号）」を加える。

別表（第13条関係）中「

電気又は電気通信の線路設置のために使用する場合の使用料

使用料年額	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に定める額
-------	----------------------------------

」を削る。

別表（第13条関係）中「（電気又は電気通信の線路設置のために使用する場合を除く。）」を削る。

別表中工作物の設置に使用する場合の使用料の表を次のように改める。

種別	単位	金額				摘要	
		所在地					
		第2級地	第3級地	第4級地	第5級地		
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	940円	670円	570円	530円	組立鉄柱又はH柱は、2本とみなす。
	第2種電柱	1本につき1年	1,400円	1,000円	880円	810円	
	第3種電柱	1本につき1年	2,000円	1,400円	1,200円	1,100円	
	電話柱	1本につき1年	1,500円				
	その他の柱類	1本につき1年	84円	60円	51円	47円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	8円	6円	5円	5円	
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	5円	4円	3円	3円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	820円	590円	500円	460円	
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	500円	360円	310円	280円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,700円	1,200円	1,000円	940円	
	郵便差出箱及び信書郵便差出箱	1個につき1年	710円	500円	430円	390円	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	5,400円	1,900円	900円	580円	
その他のもの	占有面積1平	1,700円	1,200円	1,000円	940円		

			方メートルにつき1年					
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	35円	25円	22円	20円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	50円	36円	31円	28円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	76円	54円	46円	42円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	100円	72円	61円	56円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	150円	110円	92円	85円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	200円	140円	120円	110円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	350円	250円	220円	200円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	500円	360円	310円	280円	
	外径が1メートル以上のもの		長さ1メートルにつき1年	1,000円	720円	610円	560円	
鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設			占有面積1平方メートルにつき1年	1,700円	1,200円	1,000円	940円	
地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額				
		階数が2のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額				
		階数が3以上のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額				
	上空に設ける通路		占有面積1平方メートルにつき1年	2,700円	950円	450円	290円	
	地下に設ける通路		占有面積1平方メートルにつき1年	1,600円	570円	270円	180円	
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1年	1,700円	1,200円	1,000円	940円	
	露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	54円	19円	9円	6円
その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	540円	190円	90円	58円		
看板、標識、旗ざお、パーキング・メー	看板（アーチであるものを	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	540円	190円	90円	58円	
		その他のもの	表示面積1平	5,400円	1,900円	900円	580円	

ター、幕及びアーチ	除く。)	の	方メートルにつき1年						
	標識		1本につき1年	1,300円	960円	820円	750円	標灯、標柱その他これらに類するもの	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	54円	19円	9円	6円		
		その他のもの	1本につき1月	540円	190円	90円	58円		
	幕（工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	54円	19円	9円	6円		
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	540円	190円	90円	58円		
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	5,400円	1,900円	900円	580円		
		その他のもの	1基につき1月	2,700円	950円	450円	290円		
	太陽光発電設備及び風力発電設備		占有面積1平方メートルにつき1年	1,700円	1,200円	1,000円	940円		
	工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	540円	190円	90円	58円		
	その他前各項により難い使用		前各項に準じて企業長が定める額						

別表中備考第1項の表第2級地の項中「斑鳩町」の次に「、川西町」を加え、第3級地の項中から「、川西町」を削り、第2項中「三条以下」を「3条以下」に、「四条又は五条」を「4条又は5条」に、「六条以上」を「6条以上」に改め、第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第9項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。